

みなとみた

2023 **11**
No.160

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～12

令和5年度年末年始無災害運動／三田労働基準監督署管内の労働災害の推移／東京都最低賃金のお知らせ／令和4年度の東京労働局管内における送検状況／自動車運転者を使用する事業場に対する令和4年の監督指導、送検等の状況／11月は「過労死等防止啓発月間」です／電子申請・口座振替のご案内／11月は「過労死等防止啓発月間」です／電子申請・口座振替のご案内／11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 13～14

求人者訪問サポート

～ハローワーク品川の職員が求人事業所を訪問し、求人に関するお悩みをサポート～

協会だより ● 15

2024年新年賀詞交歓会のご案内／講習会等のご案内

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp（講習会用）

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。
会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



令和5年度年末年始無災害運動

健康と安全で 幸せつなぐ年末年始

1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で53回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

本年8月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）において、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で2.4%増加しており、業種別では製造業で1.9%、第三次産業で4.6%増となっている。事故の型別では「転倒」が2.6%、「動作の反動・無理な動作」で7.1%の増加が見られる。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにし、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間 令和5年12月1日から令和6年1月15日までとする。

3 運動標語 「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

4 主 唱 者 中央労働災害防止協会

5 後 援 厚生労働省

6 実 施 者 各事業場

7 主唱者の実施事項 (1) 機関誌、ホームページ等を通じての広報 (2) 報道機関等を通じての周知
(3) リーフレット等の制作および配布
(4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化

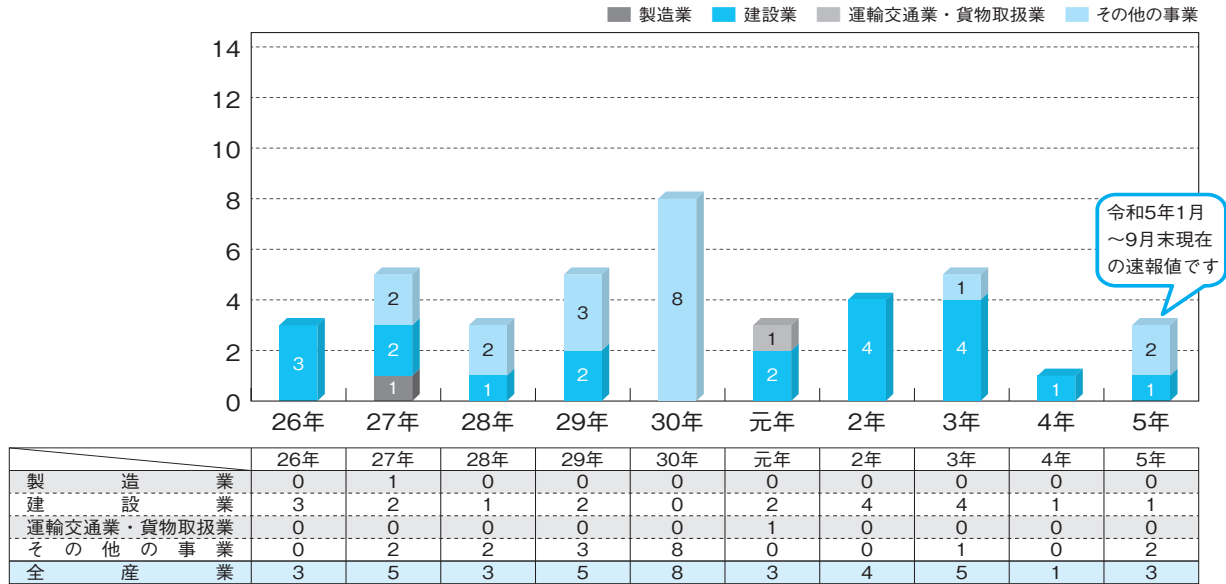
学物質管理の徹底

- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

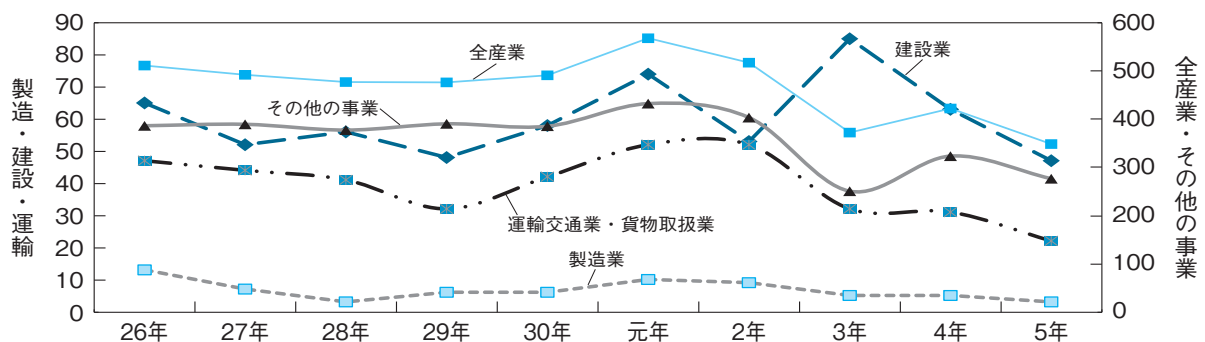
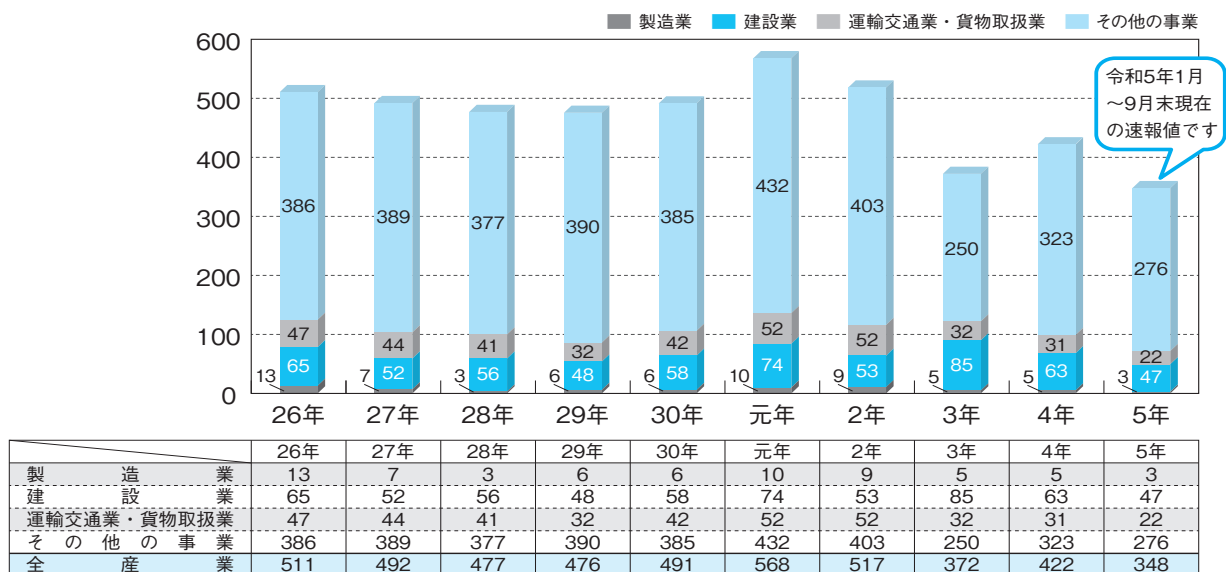
三田労働基準監督署管内の労働災害の推移

(労働者死傷病報告等による)

1 死亡災害の推移



2 休業災害の推移 (死亡+休業4日以上)



確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

東京都 最低賃金

令和5年
10月1日^{から}
時間額

1,113円

前年比
41円^{UP}

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
東京労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



東京労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を 保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備を導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！

助成金 支給までの 流れ

1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2

交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3

実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4

審査
支給

手続きを動画で
チェック！

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

令和4年度の東京労働局管内における送検状況

—危険防止措置に関する送検件数が高い水準—

東京労働局は、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）における令和4年度の送検状況を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1 概 要

令和4年4月から令和5年3月までの1年間に、東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、70件（前年度に比べ11件減少）の司法事件を東京地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件の主な違反事項をみると、労働安全衛生法において定める危険防止措置に関する違反が25件で最も多く、次いで賃金・退職金不払に関する違反が14件となっています。

危険防止措置に関する違反については、前年度より減少したものの、過去10年間で前年度に次いで2番目に多く、高い水準となっています。

なお、業種別でみると、建設業が23件で最も多く、次いで運輸交通業が9件となっています。

2 違反事項の内容

(1) 労働基準法・最低賃金法違反……39件

労働基準法・最低賃金法違反により送検した

のは39件で、主な送検事項は、賃金・退職金不払に関する違反が14件、解雇の予告に関する違反が5件、労働時間・休日に関する違反及び割増賃金不払に関する違反がそれぞれ4件でした。

(2) 労働安全衛生法違反……31件

労働安全衛生法違反により送検したのは31件で、主な送検事項は、高所からの墜落・転落や機械等への接触等に係る危険防止措置に関する違反が25件、労災かくしが3件でした。

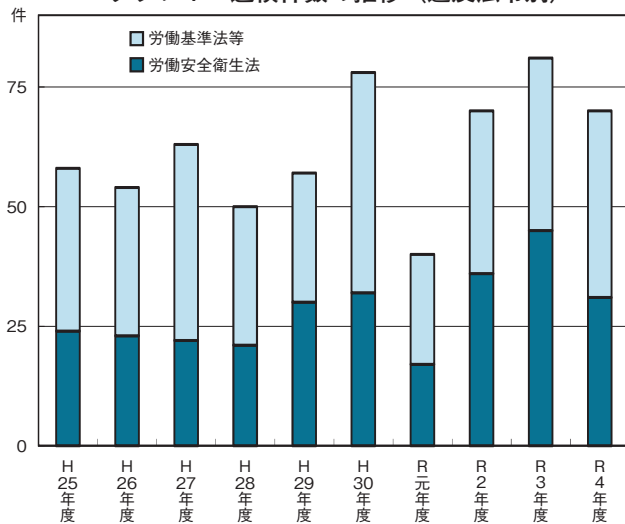
3 今後の対応について

東京労働局及び管下の労働基準監督署（支署）では、①法違反を原因として重大な労働災害を発生させたものや、②同種の法違反を繰り返し、違法状況に悪影響を及ぼすもの等、重大・悪質な事案に対しては、引き続き、送検も含め厳正に対処していきます。

表1 過去10年間ににおける送検件数の推移

	違反法令		総件数	主要違反事項					強制捜査
	労働基準法等	労働安全衛生法		危険防止措置	労災かくし	賃金不払	割増賃金不払	労働時間・休日	
H25年度	34	24	58	15	5	9	4	5	12
H26年度	31	23	54	12	11	17	4	4	6
H27年度	41	22	63	14	4	7	6	19	11
H28年度	29	21	50	12	1	13	2	7	7
H29年度	27	30	57	21	9	11	4	7	4
H30年度	46	32	78	24	6	20	6	10	4
R元年度	23	17	40	12	2	8	5	3	3
R2年度	34	36	70	19	4	16	8	5	0
R3年度	36	45	81	36	2	14	3	5	3
R4年度	39	31	70	25	3	14	4	4	2

グラフ 1 送検件数の推移（違反法令別）



グラフ 2 送検件数の推移（主要違反事項別）

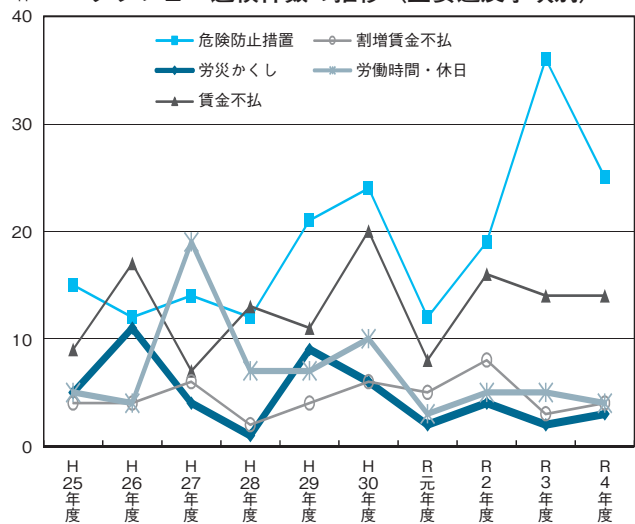


表 2 違反法条別の前年度との比較

	令和 4 年度	令和 3 年度	増減	構成比 (%)
労働基準法、最低賃金法等関係	39	36	3	55.7%
賃金・退職金不払（第23・24条、最賃法第4条等関係）	14	14		20.0%
労働時間・休日（第32・35条、36条、40条）	4	5	▲1	5.7%
割増賃金不払（第37条）	4	3	1	5.7%
解雇の予告（第20条）	5	1	4	7.1%
その他	12	13	▲1	17.1%
労働安全衛生法関係	31	45	▲14	44.3%
危険防止措置（第20・21条等）	25	36	▲11	35.7%
作業主任者の選任等（第14条）	1	2	▲1	1.4%
就業制限（第61条）		4	▲4	
労災かくし（第100条）	3	2	1	4.3%
その他	2	1	1	2.9%
総処理件数	70	81	▲11	100.0%

表 3 業種別

	製造業	建設業	運輸 交通業	商業	保健 衛生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	官公署	その他	合計
労働基準法、最低賃金法等関係	1	1	9	3	4	1		1	19	39
賃金・退職金不払（第23・24条、最賃法第4条等関係）	1		2	2	3	1			5	14
労働時間・休日（第32・35条、36条、40条）			3		1					4
割増賃金不払（第37条）			2						2	4
解雇の予告（第20条）				1					4	5
その他		1	2					1	8	12
労働安全衛生法関係	1	22					3	4	1	31
危険防止措置（第20・21条等）	1	18					1	4	1	25
作業主任者の選任等（第14条）		1								1
就業制限（第61条）										
労災かくし（第100条）		3								3
その他							2			2
総処理件数	2	23	9	3	4	1	3	5	20	70
構成比 (%)	2.9%	32.9%	12.9%	4.3%	5.7%	1.4%	4.3%	7.1%	28.6%	100.0%

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和4年の監督指導、送検等の状況

厚生労働省は、このたび、全国の労働局や労働基準監督署が、令和4年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめたので、公表しました。

厚生労働省では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

さらに、令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を行っています。

【令和4年の監督指導・送検の概要】

■監督指導を実施した事業場は3,785事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、3,142事業場（83.0%）。また、改善基準告示^{*}違反が認められたのは、2,037事業場（53.8%）。

※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

■主な労働基準関係法令違反事項は、(1)労働時間（47.6%）、(2)割増賃金の支払（22.0%）、(3)時間把握（9.2%）。

■主な改善基準告示違反事項は、(1)（最大拘束時間（39.2%）、(2)総拘束時間（30.3%）、(3)休息期間（28.1%）。

■重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは58件。

1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施事業場数	労働基準関係 法令違反事業場数	主な違反事項		
				労働時間	時間把握	割増賃金
トラック		3,079	2,549 (82.8%)	1,533 (49.8%)	280 (9.1%)	632 (20.5%)
バス		123	94 (76.4%)	42 (34.1%)	10 (8.1%)	23 (18.7%)
ハイヤー・タクシー		271	239 (88.2%)	106 (39.1%)	18 (6.6%)	82 (30.3%)
その他		312	260 (83.3%)	122 (39.1%)	39 (12.5%)	97 (31.1%)
合計		3,785	3,142 (83.0%)	1,803 (47.6%)	347 (9.2%)	834 (22.0%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数	主な違反事項				
				総拘束時間	最大拘束時間	休息時間	最大運転時間	連続運転時間
トラック		3,079	1,790 (58.1%)	1,013 (32.9%)	1,317 (42.8%)	977 (31.7%)	686 (22.3%)	915 (29.7%)
バス		123	50 (40.7%)	28 (22.8%)	24 (19.5%)	11 (8.9%)	11 (8.9%)	11 (8.9%)
ハイヤー・タクシー		271	82 (30.3%)	44 (16.2%)	66 (24.4%)	17 (6.3%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
その他		312	115 (36.9%)	60 (19.2%)	78 (25.0%)	59 (18.9%)	29 (9.3%)	49 (15.7%)
合計		3,785	2,037 (53.8%)	1,145 (30.3%)	1,485 (39.2%)	1,064 (28.1%)	727 (19.2%)	975 (25.8%)

(注) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息時間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

2 送検状況

令和2年から令和4年までの3年間に於いて重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

業種 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年
トラック	46	32	44
バス	4	0	1
ハイヤー・タクシー	2	3	8
その他	9	7	5
合計	61	42	58

令和4年の送検事例

▶事例1◀

同種の労働基準法違反を繰り返し

トラック運転者に違法な時間外労働を行わせていた疑いで送検

捜査経過

- ◆トラック事業者の営業所に監督指導を実施。同営業所の36協定で定める延長時間（1日につき7時間、1か月につき125時間）を超えて、1か月最大約145時間、1日最大13時間27分の時間外労働を行わせていたほか、他の運転者について1か月80時間を超える時間外労働を行わせていた。
- ◆この営業所では、3年前の監督指導時においても、違法な時間外労働については是正勧告されており、さらに3年前の監督指導時でも同様の実態があり、繰り返しの法違反が疑われた。

被疑事実

- 事業場（法人）及び営業所長
36協定の上限時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文 → 労働基準法第32条（労働時間）

▶事例2◀

トラックの荷台からの墜落による死亡事故

保護帽を着用せずに作業を行わせていた疑いで送検

捜査経過

- ◆荷積み先での荷役作業として、トラック（最大積載量11.5トン）の荷台上で木材チップの積み込み中に、チップに押し出されて荷台から約3メートル下の地面に墜落し、死亡する労働災害が発生した。
- ◆調査を行ったところ、最大積載量5トン以上のトラックに荷を積む作業では、保護帽を着用させるなど、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じていなかったことが疑われた。

被疑事実

- 事業場（法人）及び事業主
最大積載量5トン以上のトラックに作業を行わせるに当たり、墜落による危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなかったこと。

違反条文 → 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の74（保護帽の着用）

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは…

- (1) 業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- (2) 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- (3) 死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害



【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施
- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン

- ・労使の主体的な取組を促します
- ・労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します
- ・重点監督を実施します
- ・過重労働相談受付集中期間を設定します
- ・特別労働相談を実施します
- ・過重労働解消のためのセミナーを開催します

労働保険の電子申請について

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続きではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続きできます。

自宅やオフィスなどから、「e-Gov」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

☆いつでもどこでも手続可能！

☆カンタン・スピーディに申請！

☆無駄な時間やコストも削減！

この機会にぜひ、電子申請のご利用をご検討ください。

また、「電子申請をしたいが、初期設定の方法が分からないので教えてほしい。」というご要望をもとに、事業場にお伺いさせていただいたり、オンラインでの対応で、電子申請を開始するために必要となる初期設定をお手伝いする事業を実施しています。お申し込みはFAXまたはリーフレットに記載されているホームページから受け付けております。「電子申請を始めたけれど難しそう。」と、お考えの方は本サポートをご利用してみてもいかがでしょうか。

労働保険料の口座振替

労働保険料等の口座振替納付は、事業主の皆様が口座を開設している金融機関に口座振替納付の申し込みをすることで、届出のあった口座から金融機関が労働保険料及び一般拠出金を引き落とし、国庫へ振り替えることにより、納付するものです。

☆保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間の解消！

☆納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなり、延滞金の心配無し！

☆手数料はかかりません！

☆法定納期限から、保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができる！

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください。

なお、電子申請及び口座振替については厚生労働省のホームページに「労働保険特設サイト」を設けて詳しくご案内をしていますので、こちらもあわせてご覧ください。



2024（令和6）年度第1期分より、対象金融機関に「ゆうちょ銀行」が加わりました！

口座振替による納付のメリット



- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- ② 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません
- ④ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

引き落としのゆとりについて

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

※ 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～働きがいのそばには労働保険。雇ったら、入る。労働者を守る。～

厚生労働省では労働保険の未手続事業一掃対策を通年おこなう上で、特に11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、労働保険制度の一層の理解、周知を目的とした広報活動など、全国において集中的な適用促進活動を実施します。

「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者を一人でも雇っている事業場は労働保険の強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

法人の役員、事業主と同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象になります。

雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

成立手続を怠っていると？

- 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 労働災害が生じた場合、労災保険給付の全部又は一部を徴収します。
- 事業主のための雇用関係助成金が受けられません。

工作中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

その二つの総称である「労働保険」。

加入手続きはされていますか？

詳しくは厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp> 及び、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省

働きがいのそばには労働保険。

労働保険 ☒ **雇ったら、入る。労働者を守る。**

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っていたら、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能！口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp> 労働保険 開設サイト

または二次元コードから

＼ ハローワーク品川の職員が求人事業所を訪問し、求人に関するお悩みをサポート／

求人者訪問サポート

応募者が来ない・・・ 応募はあるけど採用に至らない・・・
求人票の効果的な記載方法を知り、応募者を増やしたい・・・ 等々
求人者のお悩み、ハローワークがサポートいたします！

▶ここがポイント!!

事業所訪問型のため、じっくりゆっくり相談可能

求人のお申し込み時に来所いただく場合は、求人内容の確認に多くの時間がとられてしまいがちです。

また、求人者マイページでのお申し込みも、きめ細かな相談はなかなか難しいところです。

予約制かつ事業所訪問型のため、効率的かつ“相談”に特化したきめ細かなサポートが可能です。



事前問診型のため、お悩みを的確サポート

お申し込み時・日程調整時に、悩みごとをあらかじめ問診いたします。

問題点、ご案内すべきことを事前に把握したうえでの訪問になりますので、ポイントを押さえた的確なサポートや情報提供が可能です。



▶利用方法（事前予約制）

① ハローワーク品川のホームページよりお申し込みください

ハローワーク品川＞事業主の皆様へ(お知らせ)＞ニュース&トピックス

＞求人者訪問サポートのご案内

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/shinagawa/kyushokusha/news_topics/041001.html



② お電話にて訪問日時の調整及び問診を実施

③ ハローワーク品川の職員が事業所を訪問のうえサポート



事業所第一部門

〒108-0014 東京都港区芝5-35-3 TEL : 03-5418-7301 FAX : 03-3453-1628

このようなお悩みありませんか！

- ① 応募者が来ない
- ② 応募者はいるものの採用に至らない
- ③ 求人票の効果的な記載や表現を知りたい
- ④ 適正な賃金相場を知りたい
- ⑤ 募集職種を希望する求職者がどの程度いるか知りたい
- ⑥ 求人の申込み方法（マイページ・FAX・窓口）について相談したい
- ⑦ 求人者マイページの使用方法を知りたい
- ⑧ 高齢者雇用を積極的に進めたい
- ⑨ 外国人雇用を積極的に進めたい
- ⑩ 効果的な選考方法（面接・書類選考・筆記試験 等）について知りたい
- ⑪ 公正な採用選考（人権関係）について知りたい
- ⑫ 雇用関係助成金の概要について知りたい



ご利用の条件 <全て満たしていることが必要です>

- ☐ ハローワーク品川に求人申込みをしていること
- ☐ 申込日現在、有効中の求人が1件以上あること
- ☐ ハローワーク職員が貴事業所を訪問することが可能であること
- ☐ 相談サポートを目的としているため、訪問時に求人のお申込みはできないことをあらかじめ了承できること
- ☐ 面接会等の開催・参加を確約するものではないことについてあらかじめ了承できること



2024年新年賀詞交歓会のご案内

新型コロナウイルスの影響により2021年から3年間中止させていただいておりましたが、2024年の新年を迎えるにあたり新年賀詞交歓会を1月26日（金）午後5時30分から、オークラ東京 プレステージタワー7階 メイプルで開催することといたしました。

年始のご多忙の折恐れ入りますが、万障お繰り合わせのうえご出席賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは12月上旬に郵送にてご案内申し上げます。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

◎ 無料 「リスクアセスメント等の導入による労働災害防止講習会」 12月5日（火）

【オンライン開催】

従来の労働災害の防止対策は、発生した労働災害について原因を調査し類似の災害の再発防止対策を確立して、各職場に徹底していく手法が基本でしたが、災害が発生していない職場でも作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、いつかは労働災害が発生する可能性（リスク）があります。これからの労働災害の防止対策は、職場の潜在的な危険・有害要因の芽を摘むことにより的確な安全衛生対策を講じることにあり、その前提として位置づけているのがリスクアセスメントです。

◎ 無料 衛生管理者等支援講習会 2024年2月8日（木）

【オンライン開催】

衛生管理者や衛生管理者が所属する部署の責任者を対象として、業務の参考としていただくため、具体的な衛生管理活動の進め方の講演を行います。

2 協会企画講習会

【会場】 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター

（1）労務管理関係

◎ 有料 労働時間・休日・休暇の実務 12月7日（木）

重要な労働条件の1つである労働時間、休日、休暇の実務について、基本的なことから掘り下げた内容まで、元労働基準監督官の特定社会保険労務士が詳しく解説を行います。

（2）資格関係

◎ 有料 安全管理者選任時研修 2024年1月17日（水）～18日（木）

50人以上の工業的業種の事業場（企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です）は、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています（労働安全衛生法第11条）。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要（労働安全衛生規則第5条）となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

◎ 有料 衛生管理者受験準備講習会 2024年2月14日（水）～16日（金）

本講習会は、衛生管理者試験を受験する方のための受験準備講習会です。実務経験豊富な講師陣（労働衛生コンサルタント）が、重要ポイントの説明や公開過去問の解説など懇切丁寧に指導します。資格者の養成、人事異動等に備えての有資格者の補充、労働者のスキルアップにご利用下さい。

※詳しくは、当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますので、ご確認をお願いします。）



心のふれあう健康サービスを目指して

一人ひとりに広く、深く。

トータルに健康をサポートしています。

1. 法定健康診断（巡回健診）
2. 生活習慣病（成人病）健康診断
3. 特殊健康診断
4. 肺がん・大腸がん検診
5. 骨密度測定
6. 全国ネットワーク健診
7. 医療機関紹介
8. 健康管理のご相談
9. 郵送子宮頸がん検査

健康のご相談・お問い合わせは

TEL : 03-3530-2132

Fax : 03-3530-2149

一般社団法人 労働保健協会

東京都板橋区南町9番11号

<http://www.roudouhokenkyoukai.or.jp/>

みなと みた

令和5年11月号 令和5年11月15日発行(年6回発行) 第27巻第6号通巻第160号

〔編集発行〕一般社団法人 三田労働基準協会

〔編集協力〕労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>